

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

2024年9月24日

各 位

株式会社 北日本銀行

代理人カード（キャッシュカード）対象範囲の拡大について

北日本銀行（頭取：石塚 恭路）では、個人向けの代理人カードについて、対象範囲を以下のとおりに拡大いたします。

これに伴い、「きたぎんキャッシュカード規定」についても一部改定させていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容

- 代理人カードの対象者

変更前	変更後
配偶者	本人と生計をともにする親族1名

※ 代理人カードは、従来同様「口座名義人」からのお申込みに限ります。

※ お申込みに際して、代理人の関係を示す資料のご提出は必要ありません。

2. 取扱開始日

2024年10月7日（月）

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部（担当：矢羽々）

TEL：070-8848-5188

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

きたぎんキャッシュカード規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>7. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込および振替入金)</p> <p>(1) 代理人 (配偶者に限ります。) による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。</p> <p>(2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。</p>	<p>7. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込および振替入金)</p> <p>(1) 代理人 (本人と生計をともにする親族1名に限ります。) による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。</p> <p>(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。</p>